

# 国民年金 だより

問い合わせ先  
市民課 ☎(40)5556  
栃木年金事務所  
☎0282(22)6074、4134

## 学生納付特例のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ◆対象となる方

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。なお、夜間・定時制課程や通信制課程を含みます。（一部対象外の学校があります。）

### ◆承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、3月下旬にはがき形式の更新用の申請書を送付されますので、引き続き同一の学校に在学する場合は必要事項を記入のうえご返送ください。

なお、申請書を紛失した場合は市役所市民課各窓口で学生証の写しまたは在学証明書（原本）を持参のうえ申請をお願いします。

### ◆申請受付時期について

平成26年度分（平成26年4月分）平成27年3月分）の学生納付特例の受付は、平成26年4月1日（火）から開始します。

### ◆将来の年金額を増やすために

承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納める事ができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

## 国民年金保険料の 免除申請の対象期間が 拡大されます！

### ◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金は、所得が少ない時や失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1か月分の免除申請ができるようになります。

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

○平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようになります。

※免除とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

### ◆失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といえます）は、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1か月前までです）

### ◆ご注意ください

○2年1か月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

各種手続きについて不明な点がございましたら、年金事務所または市民課にお問い合わせください。